

白老町受動喫煙防止対策ガイドライン

～受動喫煙のない町を目指して～



(第2版)

白老町

はじめに

平成 17（2005）年 2 月「タバコの煙にさらされることからの保護」のための効果的な措置を講じることが規定された「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」が発効されました。また、2007（平成 19）年の、WHO による「受動喫煙防止のための政策勧告」では、「受動喫煙の有害性は科学的にも証明されており、喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止できないことから建物内を 100%完全禁煙とする立法措置」をわが国を含む締約国に求めています。それにより屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所等における受動喫煙防止対策を推進することとなりました。

わが国においても、平成 15（2003）年 5 月に施行された「健康増進法」で、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止のための措置を講じようとする努力義務とし、平成 30（2018）年 7 月には、施設の類型に応じた受動喫煙防止対策を義務化した「健康増進法の一部を改正する法律」が制定され、タバコを取り巻く環境は大きく変化しております。

本町においては、平成 26（2014）年 3 月に策定した白老町健康増進計画「健康しらおい 2 1（第二次）計画」においても、受動喫煙への曝露状況の改善が重要視されていることを踏まえ、町内の受動喫煙防止対策の推進を図るため、平成 31（2019）年 4 月に【白老町受動喫煙防止対策ガイドライン】を策定しました。

令和 2（2020）年 4 月には、北海道受動喫煙防止条例の一部が施行され、令和 2 年 7 月には民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設、令和 3 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、より一層の受動喫煙防止が求められています。

令和 3 年 4 月の北海道受動喫煙防止条例の全面施行を受け、本町のガイドラインを一部改正するものです。

本町においては、改正健康増進法に加え、北海道受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策を推進してまいります。町民・事業者のみなさまに、このガイドラインをご活用いただき、全町的に「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し健康を守るために役立てていただきたいと思います。ご協力をお願いいたします。

令和 3 年（2021）年 4 月

白老町長 戸田 安彦

目 次

第 1 章 受動喫煙防止対策の必要性

1 受動喫煙とは？	p.1
2 たばこの煙に含まれる有害物質	p.1
3 受動喫煙の害	p.2
コラム① PM2.5 と受動喫煙	p.3
コラム② 空気清浄機の使用は注意が必要です	p.3

第 2 章 受動喫煙防止対策の基準

1 施設類型における禁煙の分類	p.4
2 全面禁煙の条件	p.5
3 分煙の条件	p.5
4 屋外における分煙	p.6
5 20 歳未満の者及び妊婦への対応	p.6
6 従業員等への受動喫煙防止対策	p.6
コラム③ 三次喫煙（サードHANDSモークとは？）	p.6

第 3 章 受動喫煙防止対策の推進方策

1 一体的な推進体制	p.7
2 健康日本 21（第 2 次）での成果指標	p.7
3 実際の取組	p.8
コラム④職場における受動喫煙防止対策への国の支援	p.9・10

第 4 章 ガイドラインの見直し

p.11

参考資料

資料①改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について	p.12
資料②既存特定飲食施設の見直し方及び範囲について（厚生労働省資料）	p.13
資料③禁煙分類標識	p.14～16
資料④白老町周辺の禁煙外来がある医療機関	p.17
資料⑤受動喫煙防止対策に関する各種制度・財政的支援・技術的支援	p.18～21

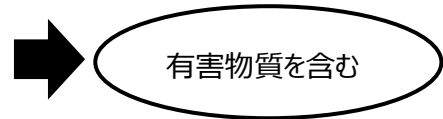
改版履歴	発出日	改訂内容
初版	平成 31 年 4 月	初版
第 2 版	令和 3 年 4 月	<p>令和 3 年 4 月北海道受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、白老町受動喫煙防止対策ガイドラインの一部を訂正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設類型における禁煙の分類を改訂 ・第 1 種施設（保育所、幼稚園等）における特定屋外喫煙場所の設置不可について追記 ・屋外における分煙について追記 ・20 歳未満の者及び妊婦への対応について追記 ・従業員等への受動喫煙防止対策について追記 ・禁煙標識の掲示について追記 ・受動喫煙防止対策助成金、喫煙外来病院の改訂

第 1 章 受動喫煙防止対策の必要性

1 受動喫煙とは？

受動喫煙とは、「自分の意思と関係なく、他人のたばこの煙を吸わされる事」をいいます。

主流煙	たばこを吸う人が直接吸う煙
副流煙	たばこの先から立ちのぼる煙
こしゅつえん 呼出煙	喫煙者が吐き出した空気

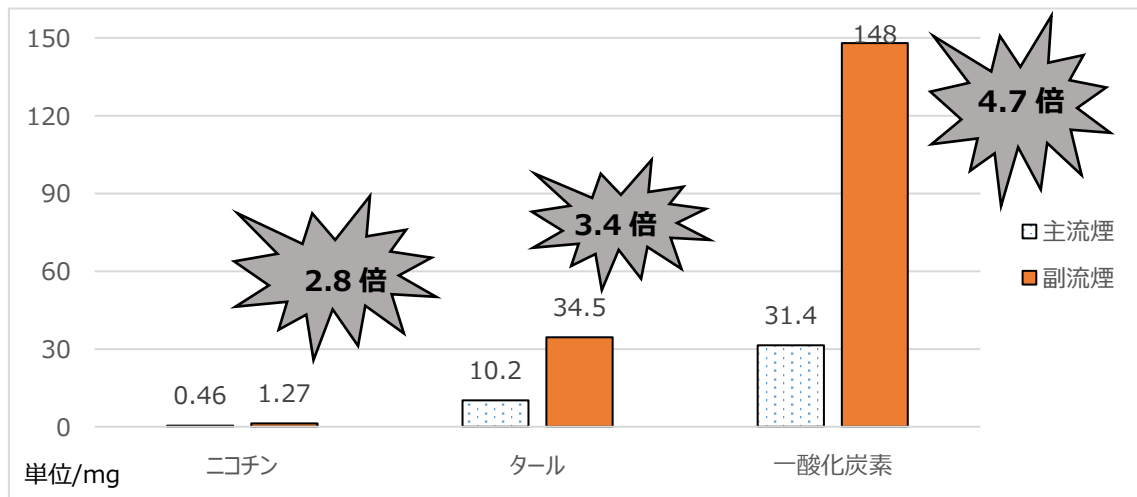


副流煙は、煙を吸っていないたばこの、温度が低い先端の部分から出てくるので、有害物質が燃焼しにくく、たばこのフィルターを通らないため、主流煙と比較して多くの有害物質が含まれています。副流煙、呼出煙からの受動喫煙の健康被害防止のため、健康増進法で受動喫煙防止対策の取組義務が定められています。

以上の事を踏まえ、受動喫煙防止対策として、白老町受動喫煙防止ガイドラインを策定します。

2 たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には約 4000 種類の化学物質が含まれており、ニコチン、タール、一酸化炭素といった代表的な有害物質を合わせて、約 200 種類の有害物質が含まれています。主流煙に比べて、副流煙には何倍もの有害物質が含まれている事が分かっています。（下図）



依存性を持ち、血圧や心拍数を上げて心臓に負担がかかる

がんのリスクを上げる、肺に酸素を取り込みにくくなる

ヘモグロビンに結合し、酸欠を起こしやすい

「受動喫煙防止対策の手引き（第 5 版）-喫煙率を下げるための環境づくり-」より作成

3 受動喫煙の害

①受動喫煙の健康被害

煙を吸い込むとすぐに現れる健康被害

- ・咳、喘鳴（ぜいぜいという音）
- ・くしゃみ、鼻づまり、鼻汁、かゆみ
- ・目の痛み、かゆみ、涙
- ・頭痛
- ・呼吸の抑制
- ・心拍数の増加、指先の血管収縮など



(喫煙による健康影響)

がん	肺がん
循環器系疾患	脳卒中、心筋梗塞 など
呼吸器系疾患	肺炎、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、喘息 など
消化器系	胃・十二指腸潰瘍、歯周病 など
内分泌代謝系	糖尿病、メタボリックシンドローム、脂質異常症 など
神経系	脳血管性認知症、難聴 など
その他	うつ病、ストレス、免疫機能低下、ED など
妊婦・胎児などへの影響	乳幼児突然死症候群、低出生体重児の出産 など

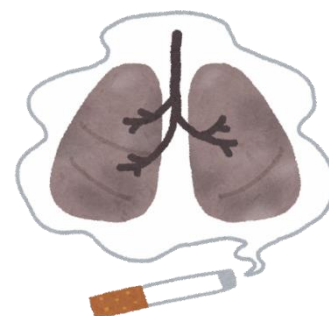
脳梗塞、心筋梗塞などの虚血性心疾患は、喫煙によってリスクが増大します。白老町において、国保特定健診受診者の喫煙率は同規模市町村や国と比較して高く（下図参照）、医療費の多くを虚血性心疾患が占めている現状から、受動喫煙防止は白老町の大きな課題となっています。

(国保特定健診受診者の喫煙状況)

	白老町	同規模市町村	道	国
2013（平成 25）年度	16.0%	13.9%	17.6%	14.0%
2019（令和元）年度	19.1%	13.9%	16.4%	14.0%

また、受動喫煙は肺がんだけでなく、脳卒中や心筋梗塞による死亡のリスクが高くなります。特に副流煙は有害な物質が多く含まれているため、喫煙者だけでなく、日常的に受動喫煙にさらされる場合は、様々な疾患を引き起こすことが懸念されます。

その他にも、受動喫煙の被害として COPD があります。COPD とは、たばこの煙を主とする有害物質を長期に体に入れる事で生じた肺の炎症性疾患で、肺気腫や慢性気管支炎と称されていた 2 つの疾患を総称した疾患群を指します。息切れと、長く続く咳と痰が特徴的な症状で徐々に呼吸の障害が進行します。原因の 90%が喫煙で、喫煙者の 15~20%が COPD を発症すると言われており、受動喫煙でも発症リスクが高まります。



②加熱式たばこの健康被害

加熱式たばことは、たばこの葉や液状の物質を加熱して発生した水蒸気を機械を通して吸い込むたばこです。ニコチンは同等濃度、タールは紙巻タバコの2分の1、他にも多くの有害物質が含まれています。

現在、加熱式たばこに関する疫学的研究の結果は限られており、現時点での健康影響の評価は難しいと言えます。しかし、たばこ葉を含むすべてのタバコ製品は有害であり、被害という点では通常のたばこ同等に考えるべきで、加熱式たばこを利用する場合も、受動喫煙の防止のために喫煙が可能な区域での利用が求められます。（健康増進法一部改正により、加熱式たばこに関してもその他のたばこ同様の禁煙区分、もしくは加熱式たばこ専用喫煙室でのみ喫煙可能となりました）



コラム①

PM2.5 と受動喫煙

PM2.5 とは、大気中に浮遊している 2.5 μm 以下の小さな粒子の事で、髪の毛の太さの 1/30 程度の大きさのため、肺の奥深くまで入り込みやすく、呼吸系や循環器系に大きな影響を与えます。

環境省が設置した専門家会合において、都道府県などが外出を自粛する注意喚起を行う大気中の PM2.5 濃度の目安は、環境基本法第 16 条第 1 項に定められた 1 日平均値基準の 2 倍である、70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とされました。

たばこの煙も PM2.5 に該当し、日本禁煙学会の取りまとめでは、完全禁煙以外の飲食店では PM2.5 の濃度は 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自由に喫煙できる飲食店では 700 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上の値が計測されており、北京での汚染濃度が高い日と同等以上の濃度となっています。

利用者だけではなく、そこで長時間働く労働者の健康に大きな影響を与える事となります。

(環境省 ホームページ「微小粒子状物質 (PM2.5 に関する情報)」より)

コラム②

空気清浄機の使用は注意が必要です

空気清浄機は、たばこの煙に含まれる粒子状物質の除去（においの除去など）にはある程度効果がありますが、一酸化炭素などのガス成分の除去はできません。

たばこの煙のおよそ 97%はガス成分で、多くの有害物質がガス成分に含まれているため、完全分煙には空気清浄機の導入だけでは不十分で、屋外排気が望ましい方法とされています。



第2章 受動喫煙防止対策の基準

1 施設類型における禁煙の分類

区分		改正健康増進法	北海道受動喫煙防止条例	
第1種施設	保健所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できる)	敷地内喫煙 (屋外に喫煙場所を <u>設置できない</u>)	
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		法に準拠	
第2種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパーなど	屋内	原則禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)	
		屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい。	
	飲食店の対応 (経過措置)		既存の小規模飲食店(客席面積100㎡以下等)は当面の経過措置として喫煙を選択可能 ※保健所への届け出が必要	法に準拠
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止		立入禁止(従業員、利用者等)	法に準拠
	標識掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示	法に準拠
		禁煙	規定なし	<u>飲食店及び喫茶店は、主な出入口に標識を掲示</u>
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設(20歳未満の者等が多く利用する施設)	受動喫煙を防止するための、措置を講ずることが望ましい。	喫煙場所を設置する場合は、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める。	
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める。 保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める。	
従業員等への受動喫煙防止対策		従業員(雇用関係にある者)に対する受動喫煙防止対策に努める	従業員等(雇用関係のない親族や派遣職員等を含む)に対する受動喫煙防止対策に努める。	

2 全面禁煙の条件

受動喫煙防止対策で最も効果的なのは、建物内や敷地内を全面禁煙とする事です。健康増進法で定められる第一種施設（公共施設など）においては、敷地内禁煙（建物内を含んだ敷地内全体が禁煙）が義務付けられます。また、改正健康増進法（第15条）では、第一種施設において、特定屋外喫煙場所の設置は可能とされておりますが、北海道受動喫煙防止条例では、保育所、幼稚園、小・中・高校等の敷地内には特定屋外喫煙場所を設けないことを掲げています（令和3年4月施行予定）

3. 分煙の条件

第2種施設などで分煙をする場合、喫煙室の設置、禁煙場所と非喫煙場所の区画、屋外排気といった態勢を整える必要があります。2018（平成30）年7月に一部改正された健康増進法及び、北海道受動喫煙防止条例において、喫煙室を設置して喫煙を可能とする場合、次のような条件が規定されています。

喫煙禁止場所での喫煙などの義務を違反した場合、違反内容に応じて都道府県知事が勧告・命令等を行うほか、罰則が適用される場合があります。 ※p.12 資料①参照

条件1 喫煙室の技術的基準を満たす

喫煙室を設置する場合には、以下のすべての条件を満たす必要があります。

1. 敷地内禁煙の施設（第1種施設：医療機関、行政機関、大学、専門学校等）における条件（特定屋外喫煙場所） ※屋外に限定

- ①喫煙場所に、記載事項が容易に識別できる標識を掲げること ※p.14 資料③禁煙分類標識
- ②施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること
- ③喫煙可能な場所が区画されていること（壁や天井での区画に限定されない）

2. 敷地内禁煙以外の施設における条件

- ①出入り口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m 毎秒以上であること
- ②たばこの煙が室内から室外に流入しないよう、壁、天井などによって区画されていること
- ③たばこの煙が屋外または外部に排気されていること

※指定たばこ専用喫煙室を設置する際に、施設内が複数階に分かれている場合においては、壁、天井などで区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取り扱いも可能

※既存特定飲食提供施設（p.4、p.13 資料②参照）においては、屋内全体を喫煙室とする場合、壁や天井で区画されている必要がある

条件2 喫煙・禁煙の標識掲示

喫煙について、施設の出入り口及び喫煙室の出入り口に、標識を掲示する必要があります。（p.14 資料③禁煙分類標識）また、北海道受動喫煙防止条例では、禁煙について、飲食店及び喫茶店は、主な出入口に標識を掲示すると掲げています。（禁煙ステッカーは令和3年6月以降に届く予定）

条件3 都道府県知事への届け出／都道府県知事の指導・助言

既存特定飲食提供施設において屋内での喫煙を可能とした場合は、床面積や会社の資本金の額等の資料を備えた上で、設置施設の所在地の管轄保健所へ、設置施設の名称や所在地、管理権原者の氏名等を届け出る事が求められます。喫煙室の廃止・変更を行った場合も同様です。

北海道受動喫煙防止条例（第19条）において、知事は、第15条及び前条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、第一種施設の管理権原者又は飲食店等の管理権原者若しくは管理者に対し、受動喫煙の防止の措置について必要な指導又は助言をすることができると定めています。

4 屋外における分煙

改正健康増進法（第17条）では、20歳未満の者又は妊婦が主に利用する公園等の管理権原者は、喫煙場所を定めようとするときは、特定外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努めなければならぬとしていますが、北海道受動喫煙防止条例では、公園や野球場等のスポーツ施設等の屋外施設に喫煙場所を設ける場合は、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講じることを掲げています。

（同等の措置）

- ・喫煙場所が区画されている（線を引くなどして明確に区別）
- ・喫煙場所であることを記載した標識を掲示する
- ・施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置する（建物の裏など）

5 20歳未満の者及び妊婦への対応

改正健康増進法（第5条）では、20歳未満の者や妊婦、未成年の者等の健康影響が大きい者に対して配慮することとしていますが、北海道受動喫煙防止条例では、20歳未満や妊婦がいる場所（家庭や車内を含む）での喫煙を控えること、保護者の方は、子どもに受動喫煙を生じさせないことを掲げています。

6 従業員等への受動喫煙防止対策

改正健康増進法（第6条）では、雇用関係にある労働者の方のみを対象としていますが、北海道受動喫煙防止条例では、親族や派遣職員等の方も含めた受動喫煙対策を掲げています。

三次喫煙（サードHANDSモーク）とは？

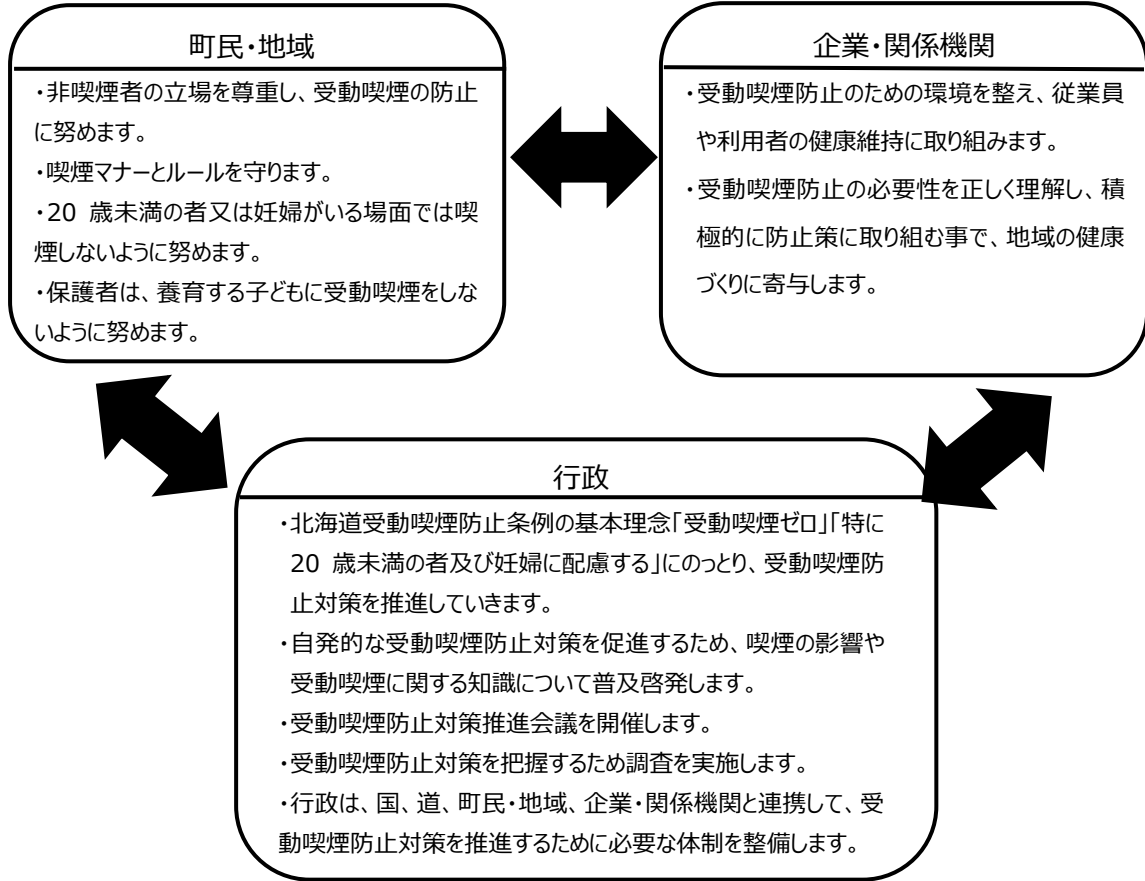
たばこを吸う事を一次喫煙、副流煙を吸う事を二次喫煙とした時に、残留したたばこの煙が、衣類や部屋のカーテン、ソファ、車のシートなどに付着し、第三者がたばこの有害物質に曝露される事を三次喫煙(サードHANDSモーク)といいます。有害物質は、空気中ではなく物の表面に付着して揮発するため、換気扇の使用や窓を開けての換気などでは、三次喫煙のリスクは排除できません。

コラム③



第3章 受動喫煙防止対策の推進方策

1 一体的な推進体制



2 健康日本21（第2次）での成果指標（国）

項目	現状 平成22（2010）年度	目標 令和4（2022）年度
成人の喫煙率の減少	19.5%	12%
未成年者の喫煙を無くす	①中学1年生 男子 1.6% 女子 0.9% ②高校3年生 男子 8.6% 女子 3.8%	0%
妊娠中の喫煙を無くす	5.0%	0%
受動喫煙の機会を有する者の割合	①行政機関 16.9% ②医療機関 13.3% (2008(平成20)年) ③職場 64% (2011(平成23)年) ④家庭 10.7% ⑤飲食店 50.1%	望まない受動喫煙のない社会の実現

3 実際の取組

【町民・地域の取組】

北海道たばこ対策実施要綱

健康増進法（2002（平成 14）年法律第 103 号）に基づく北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」のたばこ部門の付属計画として、平成 25 年 3 月に策定した「すこやか北海道 21 たばこ対策推進計画」のより一層の推進を図り、推進計画の最終年度（2022（令和 4）年度）の目標である全道の喫煙率 12%以下を達成し、もって、道民のたばこによる健康被害の防止に寄与することを目的とする。

以上から、たばこの健康被害の防止に寄与するために望ましい、町民・地域の取組を以下に挙げます。

①喫煙マナーを身に付けましょう

- 喫煙場所以外や、周囲に人がいる場所ではたばこを吸わないようにしましょう。特に、20 歳未満の者、妊婦や子ども、病気の人の周りで吸うのはやめましょう。
- 携帯灰皿を持ち歩き、歩いている最中や車の窓からの吸い殻のポイ捨てはやめましょう。また、歩きたばこは危険なのでやめましょう。



②禁煙にチャレンジしましょう

・禁煙補助剤(ニコチンガム、ニコチンパッチ、飲み薬)を活用して禁煙にチャレンジする方法があります。

薬の種類	効果	購入場所
ニコチンパッチ	ニコチンを身体の中に少しずつ入れる	薬局など
ニコチンガム		
飲み薬	ニコチン切れの時の症状を軽くする、たばこを美味しく感じにくくする	病院で処方

※飲み薬を希望する場合は、一度主治医に相談しましょう

・白老町周辺にも、禁煙外来を設置している医療機関があります。

⇒白老町周辺の禁煙外来の詳細は、p.17 の資料④を参照

③世界禁煙デーを意識しましょう

毎年 5 月 31 日は、WHO(世界保健機関)が定める世界禁煙デーです。

厚生労働省では、世界禁煙デーから始まる 1 週間を禁煙週間と位置付けています。

白老町では禁煙週間に合わせて、町のホームページにて禁煙に関する情報などを発信しています。

⇒<http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/>



【企業・関係機関の取組】

職場は、労働者が長時間過ごす場所であり、快適な職場環境づくり、健康被害の防止のために、受動喫煙防止対策が必要となります。

健康増進法において、施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることが定められました。また、2018（平成 30）年 7 月に一部改正された健康増進法において、各施設の類型に合わせて、受動喫煙防止対策に取り組む事が義務付けられ、第 2 種施設を含めた全施設が、2020（令和 2）年 4 月に法律の適用範囲となります。（p.4～p.6 参照）

職場において受動喫煙防止対策を行う場合、要件を満たした企業は国からの助成金を利用する事ができます。また、すべての規模・業種を対象に、喫煙室設置の際の技術的な相談等も受け付けています。

北海道受動喫煙防止条例（第 6 条）の事業者の責務について、受動喫煙を未然に防止するための設備の整備（全面禁煙化、喫煙専用室等の設置、換気装置の整備等）その他必要な環境の整備に努めること、また従業員その他当該事務所または事業所において労働する従業員以外の者に受動喫煙の生じさせることがないよう、教育、知識の普及に努める必要があると掲げています。

コラム④-1

職場における受動喫煙防止対策に関する各種支援事業（令和 2 年度版）

※詳細は、厚生労働省ホームページまたは、p.18 資料⑤をご覧ください。

1 受動喫煙防止対策助成金（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、屋外喫煙所の設置・改修）

・対象事業主：以下①～③のすべてに該当する事業主

①労働災害補償保険の摘要事業主

②小売業、サービス業等のいずれかに該当する中小企業事業主

③事業場内において措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

・助成率：設置にかかる経費の 1 / 2

（既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営んでいる事業場は 2 / 3）

：上限 100 万円、1 事業場につき 1 回

・問い合わせ先：北海道労働局労働基準部健康課（011-709-2311）



2 受動喫煙防止対策に係る相談支援 【無料】

（1）事業場における喫煙室の設置など技術的な内容について専門家による電話相談

（2）受動喫煙防止対策に関する説明会

（3）企業の研修や団体の説明会に講師を派遣して行う出前講座

・対象事業主：すべての規模・業種の事業主

・問い合わせ先：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会（050-3537-0777）

コラム④-2

職場における受動喫煙防止対策に関する各種支援事業（年度毎に更新）

3 受動喫煙防止対策に関する測定機器貸し出し 【無料】

- (1) デジタル粉じん計、風速計の無料貸し出し
- (2) 企業の研修や団体の説明会で、測定方法を説明
 - ・対象事業主：すべての規模・業種の事業主
 - ・問い合わせ先：柴田科学株式会社（03-3635-5111）

【行政の取組】

厚労省健康局長通知（2012（平成24）年1月29日 健発1029第5号）

受動喫煙防止対策については、2010（平成22）年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では「受動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定され、また、2012（平成24）年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成25年度から開始される「健康日本21（第2次）」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められている。

このような状況を受けて、2010（平成22）年健康局長通知において示した基本的な方向性を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

①ガイドラインの普及

町民・地域、企業や関係機関を対象としたイベント等において、ガイドラインの普及に努めるとともに、パンフレット配布等による啓発・情報提供を行い、受動喫煙に対する正しい理解を促します。

②たばこの害や受動喫煙防止に関する情報の提供・禁煙希望者への支援

母子手帳交付時におけるたばこの害の情報提供、白老町ホームページにおけるたばこに関する情報の発信や周辺の禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）の情報提供などを行います。また、希望がある場合は、禁煙に関する情報提供や、出前講座を実施します。

③白老町受動喫煙防止対策推進会議の開催

受動喫煙防止対策を推進していくために関係者を参集し、白老町受動喫煙防止対策推進会議を年1回程度開催します。町内の受動喫煙防止対策の推進状況等を踏まえ、今後の対策に当たっての方向性を検討します。

④受動喫煙防止対策を進める際の相談窓口

受動喫煙防止対策を進めるために、分煙環境の整備方針についての相談や、各種制度の紹介・説明等、町内の施設が受動喫煙防止対策を円滑に進められるよう調整します。

第4章 ガイドラインの見直し

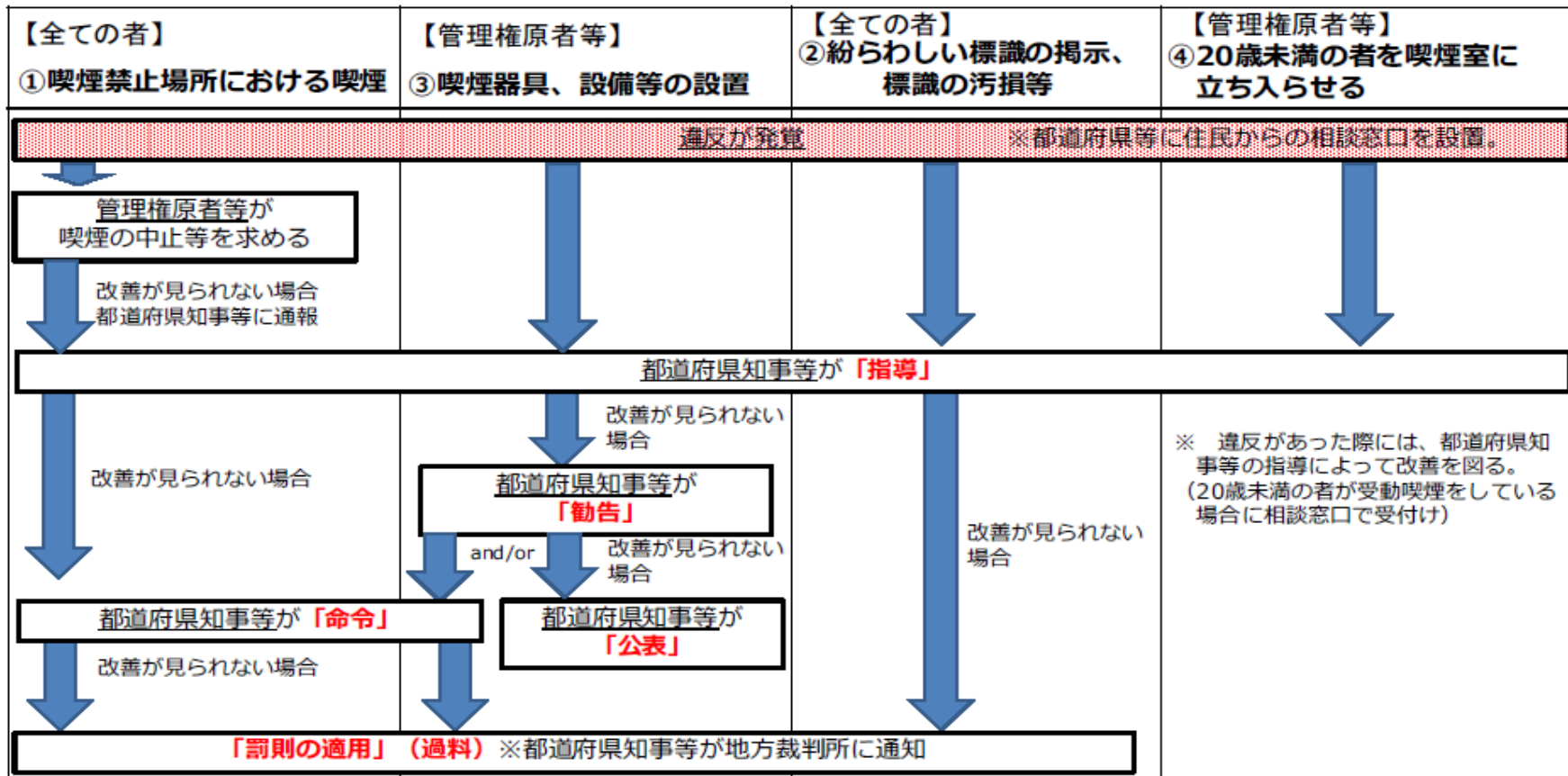
白老町を受動喫煙の無い町としていくために、継続して敷地内禁煙を推奨するとともに、ガイドラインの周知や禁煙を希望する喫煙者の方への情報提供を始めとした、禁煙啓発活動を実施していきます。

町はこのガイドラインを5年ごとに見直すこととし、実効性の評価等を行い、国内外の受動喫煙防止対策の状況を勘案して検討を加えるものとします。

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

<考え方>

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

- その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、**「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。**

- **「資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。**

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

- また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、**「客席面積100㎡以下」を要件とする。**

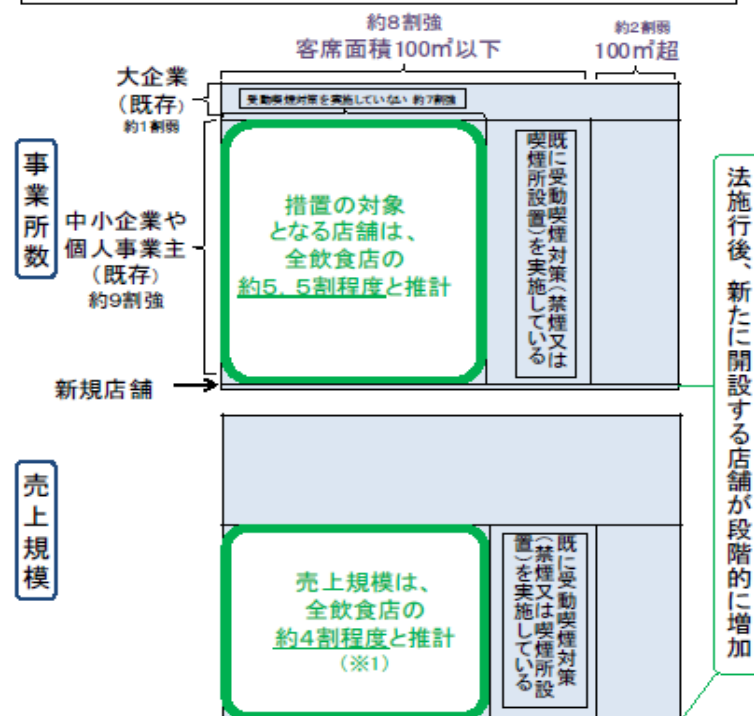
- また、**「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。**

<範囲>

- **既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計（※1）。

- なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

経過措置の対象となりうる飲食店（※3）の割合（推計）



※1) 平成20年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。

※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。



※3) 経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)

禁煙分類標識

改正健康増進法に基づき、喫煙が可能な施設に対して、施設の主な出入口と喫煙室の出入口のみや
すい場所に標識を掲示する必要があります。

※標識は厚生労働省ホームページ（<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>）に掲載

【喫煙専用室に関する標識】

施設の一部に喫煙専用室を備えていることを示す 標識（施設の出入口に掲示）	喫煙室のタイプが喫煙専用室であることを示す 標識（喫煙室の出入口に掲示）
 <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>

【加熱式たばこ専用喫煙室】

施設の一部に指定たばこ専用喫煙室を備えてい ることを示す標識（施設の出入口に掲示）	喫煙室のタイプが指定たばこ専用喫煙室である ことを示す標識（喫煙室の出入口に掲示）
 <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。</small></p>

【喫煙室がある喫煙を主目的とするバー、スナック等】

施設の一部		施設全体
施設の一部に喫煙目的室を備えていることを示す標識 (施設の出入口に掲示)	喫煙室のタイプが喫煙目的室であることを示す標識 (喫煙室の出入口に掲示)	施設全体が喫煙目的室となっていることを示す標識 (施設の出入口に掲示)
 <p>喫煙目的室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙目的室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙目的店 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>

【喫煙目的室があるたばこ販売店】




施設の一部		施設全体
施設の一部に喫煙目的室を備えていることを示す標識 (たばこ販売店等の出入口に掲示)	喫煙室のタイプが喫煙目的室であることを示す標識 (たばこ販売店等の出入口に掲示)	施設全体が喫煙目的室となっていることを示す標識 (たばこ販売店等の出入口に掲示)
 <p>喫煙目的室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙目的室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙目的室 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>

【公衆喫煙所】



その場所が公衆喫煙所であることを示す標識



【喫煙可能室】

施設の一部		施設全体
施設の一部に喫煙可能室を備えていることを示す標識 (施設の出入口に掲示)	喫煙室のタイプが喫煙可能室であることを示す標識 (喫煙室の出入口に掲示)	施設全体が喫煙可能室となっていることを示す標識 (施設の出入口に掲示)
 <p>喫煙可能室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙可能室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙目的室 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>

【その他の標識】

その場所が禁煙であることを示す標識	その場所が特定屋外喫煙場所であることを示す標識
 <p>禁 煙 No Smoking</p> <p><small>「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。</small></p>	 <p>喫煙場所 Smoking area</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>

資料④

白老町周辺の禁煙外来がある医療機関

No	医療機関名	地域	住所	電話番号
1	王子総合病院	苫小牧	若草町 3-4-8	0144-32-8111
2	苫小牧市立病院	苫小牧	清水町 1-5-20	0144-33-3131
3	苫小牧東病院	苫小牧	明野新町 5-1-30	0144-55-8181
4	たかぎ内科・循環器内科	苫小牧	北栄町 1-22-33	0144-53-7700
5	勤医協苫小牧病院	苫小牧	見山町 1-8-23	0144-72-3151
6	すがわら内科呼吸器科	苫小牧	しらかば町 1-18-9	0144-76-7011
7	加藤胃腸科内科クリニック	苫小牧	緑町 2-5-3	0144-35-2125
8	苫小牧呼吸器内科クリニック	苫小牧	双葉町 3-7-3	0144-33-1651
9	苫小牧消化器科外科	苫小牧	北栄町 3-5-1	0144-51-6655
10	さくらファミリークリニック	苫小牧	東開町 3-17-21	0144-55-6526
11	皆川病院	登別	中央町 3-20-5	0143-88-0111
12	恵愛病院	登別	鷺別町 2-31-1	0143-82-2200
13	開田医院	登別	中央町 5-4-3	0143-85-2746
14	いわた内科クリニック	登別	桜木町 3-2-15	0143-85-5522
15	本輪西ファミリークリニック	室蘭	本輪西 3-36-9	0143-55-1212
16	かみしま医院	室蘭	中島町 3-20-12	0143-46-3200
17	さはら呼吸器内科クリニック	室蘭	中島町 2-21-20 メディカル中島 2F	0143-41-5130
18	下地内科クリニック	室蘭	港北町 1-11-4	0143-55-7187
19	あとう内科クリニック	室蘭	宮の森町 1-1-38	0143-47-8585
20	くがはら内科クリニック	室蘭	御前水町 2-7-22	0143-22-1010

北海道医療機能情報システム（令和3（2021）年3月時点）

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されています。
職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種		常時雇用する労働者数※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下
	卸売業	卸売業	100人以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下
※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の 設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ○
③	屋外喫煙所（閉鎖系）の 設置・改修 (第二種施設)	・事業場の屋内を全面禁煙とすること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること ・喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと	喫煙外 の使用 ×

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ・ 交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。
- ・ 既存特定飲食提供施設の料理店、飲食店等への助成率は**2/3に引き上げています**。この機会にぜひ、ご利用ください。



厚生労働省・都道府県労働局

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/m ²
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	
③屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	

例) 飲食店以外の事業場で3m²の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3m²×60万円/m²=180万円まで（助成額にして90万円まで）しか認められません。

交付申請に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業計画 *
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
4	措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し（2業者以上必要）
9	事業開始の特例に係る申請書（交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ）
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご注意ください。

事業実績報告に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業結果概要報告書 *
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し（複数回変更している場合は、すべての写し）
5	工事に関しての領収書、経費についての内訳の写し、領収書の金額が正しいことを証する書面（振込明細書など）
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請手続の流れ

申請内容の検討

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に提出してください。労働局での審査期間は原則1か月以内です。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。
この**交付決定通知書**を受領してから、**工事に着手してください**。
※原則、**施工業者との契約や支払いも、交付決定通知書を受領してから行ってください**。

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。
事業内容に変更がある場合は、「**交付決定内容変更承認申請書**」を所轄の**労働局**に提出し、承認を受ける必要があります。
工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。
分割払いや親会社の支払い、リース契約による支払いの場合には、**助成金は交付できませんので、ご注意ください**。

工事費用の支払い

事業実績報告

報告書類を2部ずつ、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に提出して、実績報告をしてください。
報告は、**交付決定の際に指定された期日までに**行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

請求書の提出

所定の様式の請求書に、助成金の振込先として指定する口座等の情報について記載し、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に提出してください。

助成金の受領

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

この助成金に係る仕入控除税額が確定したら、**遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに**所定の様式に従って、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に提出してください（仕入控除税額がゼロ円の場合を含む）※。

実施状況報告

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指示されたとおり、所轄の**労働局（労働基準部健康課または健康安全課）**に報告してください。**毎年の報告が必要です**。

※ 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。助成金の交付要綱、交付要領、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ 偽りや**その他の不正行為**により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、**助成金の返還を求められることがあります**。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ▶ 受付は原則申請順とし、**申請額が予算額に到達した場合、申請受付を締め切る予定**です。お早めにお申し込みください。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速に関する要件の満たし方など、助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器の貸出しを行っています。**利用はすべて無料**です。ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援・周知啓発業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います（必要に応じて実地指導も実施）。
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の方がご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

◆測定機器の貸出業務

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸出しを行います。**機器の往復の送料も無料です。予約はお早めに！！**
- ② 必要に応じて、測定方法の説明も行います。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。展示用の機器も無料で貸し出します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の環境測定にもご利用いただけます。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-36014/>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

助成金の申請・相談等：労働基準部健康課または健康安全課



多文化共生のまち、しらおい

◇ 北海道 白老町 ◇